

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表

義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三三号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ことの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p> <p>（削除）</p>	<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ことの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条に掲げる職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、中等教育学校、盲学校及び聾学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p> <p>三 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第</p>

(削除)

- 三 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

(削除)

百十二条第二項及び第三項の規定により公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

- 四 公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

- 五 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2| 1|

国は、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）第十二条及び附則第十条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十二条及び附則第二百十条（第一項第一号を除く。）の規定により都道府県が負担する公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員についての経費を第二条の規定の例により負担するものとする。

(削除)

(削除)

(削除)

	<p>3  第一条第一号から第四号までに掲げる経費（第一号及び第二号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。）及び前二項に規定する経費のうち、政令で定める経費に対する昭和六十一年度から昭和六十二年までの各年度における国の負担の割合については、同条（前二項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。</p> <p>4  第一条第一号及び第二号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第二項に規定する経費（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の五及び第九十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一百二十条第一項第一号の規定により都道府県が負担する経費（次項において「追加費用に要する経費」という。）に限る。）及び附則第三項に規定する経費に対する国の負担の割合は、第二条（附則第二項及び第三項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）の規定にかかわらず、平成元年度から平成三年度までの各年度においては三分の一とし、平成四年度においては九分の一とする。</p> <p>5  第一条第三号に掲げる経費及び附則第二項に規定する経費（追加費用に要する経費を除く。）に対する平成元年度における国の負担の割合については、同条（同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。）中「二分の一」とあるのは、「八分の三」とする。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第五条 国は、毎年度、各道府県ごとに、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費</p> <p>（削除）</p>	<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担）</p> <p>第五条 国は、毎年度、各道府県ごとに、次の各号に掲げるものについて、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一 公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費</p> <p>二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第二項及び第三項の規定により公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費</p> <p>三 公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に対して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費</p>

二 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費

附則

1  
3  
(略)

(削除)

4 第二条第一項の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物を当該都道府県が建築する場合には、当該建築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

(削除)

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の定めるところによる公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費

附則

1  
3  
(略)

4 公立の養護学校の建物で当該学校の小学部及び中学部に係るものの建築に要する経費の国の負担については、昭和三十一年度に限り、第一条第一項中「経費の二分の一」とあるのは「経費につき、政令の定めるところにより、その二分の一以内」と読み替えるものとする。

5 第二条第一項の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物を当該都道府県が建築する場合には、当該建築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

6 国は、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）第十二条及び附則第十条並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条及び附則第一百十條（第一項第一号を除く。）の規定により都道府県が負担する公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員についての経費を第五条の規定の例により負担するものとする。

7 附則第五項の規定の昭和六十年度における適用については、同項

(削除)

(削除)

中「三分の二」とあるのは、「十分の六」とする。  
8| 附則第五項の規定の昭和六十一年度から平成四年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは、「十分の五・五」とする。

(削除)

9| 第五条第一号から第三号までに掲げる経費(第一号に掲げる経費にあつては、退職年金及び退職一時金に係るものに限る。)並びに附則第六項及び第七項に規定する経費のうち、政令で定める経費に對する昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の負担の割合については、同条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)中「二分の一」とあるのは、「三分の一」とする。

(削除)

10 第五条第一号に掲げる経費のうち退職年金及び退職一時金に係るもの並びに附則第六項に規定する経費(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第三条の五及び第九十六条第一項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律附則第一百二十条第一項第一号の規定により都道府県が負担する経費)次項において「追加費用に要する経費」という。( )に限る。( )及び附則第七項に規定する経費に對する国の負担の割合は、第五条(附則第六項及び第七項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)( )の規定にかかわらず、平成元年度から平成三年度までの各年度においては三分の一とし、平成四年度においては九分の二とする。

(削除)

11 第五条第二号に掲げる経費及び附則第六項に規定する経費(追加費用に要する経費を除く。)( )に對する平成元年度における国の負担の割合については、同条(同項の規定により同条の規定の例による場合を含む。)(中)「二分の一」とあるのは、「八分の三」とする。

51 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二条第一項又は前項の規定により国がその経費について負担する建物の建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項又は前項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

61 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について補助することができる危険校舎等の改築で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十一項において同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

71 国は、当分の間、前二項の規定、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の養護学校の施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三

12 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第二条第一項又は附則第五項の規定により国がその経費について負担する建物の建築で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第二条第一項又は附則第五項の規定（これらの規定による国の負担の割合について、これらの規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十七項において同じ。）により国が負担する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

13 国は、当分の間、地方公共団体に対し、第三条第一項の規定により国がその経費について補助することができる危険校舎等の改築で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第三条第一項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。附則第十八項において同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

14 国は、当分の間、前二項の規定、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）附則第二項及び第三項の規定並びにスポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）附則第四項及び第五項の規定による場合のほか、地方公共団体に対し、公立の養護学校の施設の整備（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第十三

条の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

8| 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

9| 前項に定めるもののほか、附則第五項から第七項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

10 国は、附則第五項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の建築に係る第二条第一項又は附則第四項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

11 国は、附則第六項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である危険校舎等の改築について、第三条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

12 国は、附則第七項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の養護学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

条の規定により国がその費用について補助することができる同条に規定する施設の整備を除く。）で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

15 前三項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

16 前項に定めるもののほか、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

17 国は、附則第十二項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である建物の建築に係る第二条第一項又は附則第五項の規定による国の負担については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

18 国は、附則第十三項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である危険校舎等の改築について、第三条第一項の規定による当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

19 国は、附則第十四項の規定により地方公共団体に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である公立の養護学校の施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。



13 地方公共団体が、附則第五項から第七項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第八項及び第九項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

20 地方公共団体が、附則第十二項から第十四項までの規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、附則第十五項及び第十六項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前三項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

改正案	現行
<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 義務教育職員の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費</p> <p>二 削除</p> <p>三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費</p> <p>四 二十六（略）</p> <p>附則</p> <p>（地方公共団体がその全額を負担する経費の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体が行う事務に要する次に掲げる経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一及び二 削除</p>	<p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一 義務教育職員の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費</p> <p>二 義務教育職員の共済組合の長期給付に要する経費（共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を除く。）</p> <p>三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費</p> <p>四 二十六（略）</p> <p>附則</p> <p>（地方公共団体がその全額を負担する経費の特例）</p> <p>第三十四条 地方公共団体が行う事務に要する次に掲げる経費については、第九条の規定にかかわらず、当分の間、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一及び二 削除</p>

三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費  
四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の  
給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経  
費  
（削除）  
五 引揚者の援護に要する経費  
2  
（略）

三 養護学校の小学部及び中学部の建物の建築に要する経費  
四 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の  
給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経  
費  
五 養護学校の小学部及び中学部における教育に従事する教職員の  
共済組合の長期給付に要する経費（共済組合の長期給付に要する  
追加費用に係る経費を除く。）  
六 引揚者の援護に要する経費  
2  
（略）

改正案	現行
<p>（長期給付積立金） 第三十八条の八（略） 2、4（略） （削除）</p> <p>（費用の負担） 第百十三条（略）</p> <p>2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>	<p>（長期給付積立金） 第三十八条の八（略） 2、4（略）</p> <p>5  地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして公立学校共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の公立の義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第百三十三号）第一条に規定する義務教育諸学校並びに養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条に掲げる職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しなければならぬ。</p> <p>（費用の負担） 第百十三条（略）</p> <p>2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金をもつて充てる。</p>

一〇五 (略)

3〇5 (略)

附則

(学校栄養職員の取扱い)

第三十一条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の同法第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める者に対するこの法律の規定の適用については、第三条第一項第二号中「公立学校」とあるのは、「公立学校(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設を含む。)」とする。

一〇五 (略)

3〇5 (略)

附則

(学校栄養職員の取扱い)

第三十一条 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設の同法第五条の三に規定する職員のうち市町村立学校職員給与負担法附則第三項の政令で定める者に対するこの法律の規定の適用については、第三条第一項第二号中「公立学校」とあるのは、「公立学校(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の二に規定する施設を含む。)」と、第三十八条の八第五項及び附則第十四条の六第四項中「義務教育諸学校」とあるのは、「義務教育諸学校(学校給食法第五条の二に規定する施設を含む。)」とする。